

(商 号)

株 式 会 社 東 栄 住 宅

定 款

平 成 年 月 日 公 証 人 認 証

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社東栄住宅と称し、英文では、
TOUEI HOUSING CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事設計施工
2. 土木工事設計施工
3. 不動産の売買並びに仲介
4. 不動産の賃貸及び管理
5. 建築資材、家具、室内装飾品の輸入及び販売
6. 建築資材の製材
7. インテリアデザインの企画及び設計、並びに施工
8. 住宅ローンの融資の斡旋、保証及び事務代行業
9. 都市開発、地域開発、宅地造成、その他土地開発に関する設計並びに建設コンサルタント業
10. 損害保険代理店業
11. 生命保険の募集に関する業務
12. 介護福祉サービス事業
13. ホテル、宿泊施設の管理、賃貸及び経営
14. 不動産特定共同事業法に基づく事業
15. 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都西東京市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、107,346,224 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年4月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にその都度招集する。

2. 株主総会は本店の所在地若しくはこれに隣接する地または東京都区内においてこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議決権不統一行使通知の方法)

第16条 会社法第313条第2項に定める通知は、書面をもって行うものとする。

(議決権行使の基準日)

第17条 当会社は、毎事業年度の末日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第23条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

- 第24条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠のため選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第27条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第29条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により提案に同意する意思表示をしたときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

- 第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。
2. 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。

(相談役)

- 第31条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を置くことができる。相談役は、当社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

(取締役会規程)

- 第32条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第33条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）が任務を怠ったことにより当社に対して負担する賠償責任を、法令に基づいて免除することができる金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第35条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第36条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第37条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第38条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第40条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第41条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第43条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 監査役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第44条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第45条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第46条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）が任務を怠ったことにより当社に対して負担する賠償責任を、法令に基づいて免除することができる金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第47条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第48条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第49条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第51条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第52条 当社の事業年度は、毎年2月1日から、翌年1月31日までとする。

(期末配当金)

第53条 当社は株主総会の決議によって毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という）を支払う。

(中間配当の支払)

第54条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第55条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。

以上は当社の現行定款に相違ありません。

平成23年4月26日

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号

株式会社 東 栄 住 宅
代表取締役 西 野 弘